

神労基発 0113 第 2 号

令和 8 年 1 月 13 日

一般社団法人
神奈川県トラック協会 会長 殿

神奈川労働局労働基準部長



貨物自動車等の逸走事故の防止について（周知依頼）

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度を初年度とする第 14 次労働災害防止計画（神奈川計画）では、神奈川労働局管内における労働災害による死者数を令和 9 年までに 20 人以下とし、令和 7 年の目標を 24 人以下としているところですが、残念ながら令和 7 年 12 月末速報値で 38 人と、目標の達成はおろか、昨年の 35 人も上回っている状況です。

中でも貨物自動車を用いた配送、荷積み作業時における貨物自動車の逸走による死亡災害が 3 件（4 人）発生し、全死亡災害の 1 割に達しており、死亡災害減少の妨げとなっております。

つきましては、「貨物自動車等の逸走による死亡災害を防止しましょう」のリーフレットを別添のとおり作成しましたので、関係事業場の皆様への周知を図っていただきたくお願い申し上げます。

なお、同リーフレットは神奈川労働局ホームページにも掲載しており、下記の二次元バーコードで開く安全衛生関係リーフレットから読み込むことが可能です。

今後とも、死亡災害の撲滅についての御協力をよろしくお願い申し上げます。

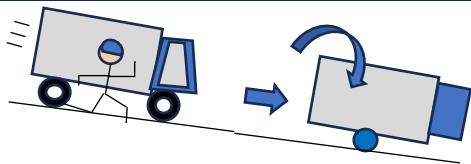


担当 神奈川労働局労働基準部安全課

主任産業安全専門官 田代 克也

電話 045-211-7352

貨物自動車等の逸走による死亡災害を防止しましょう！



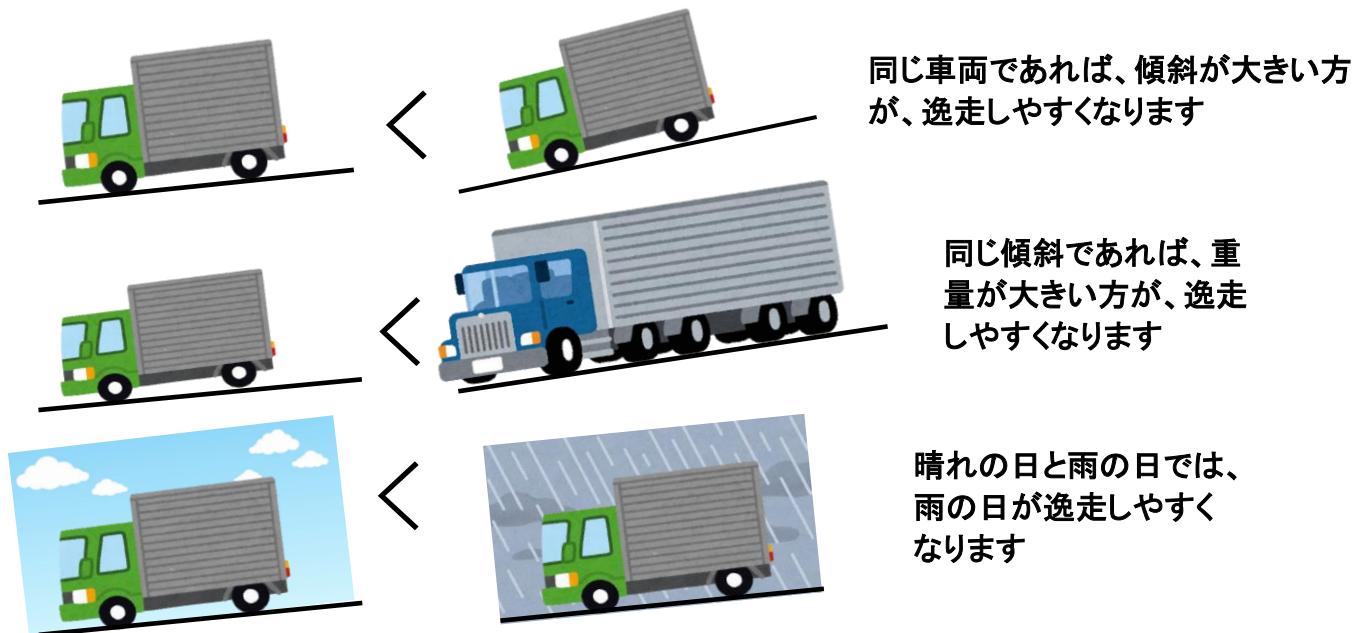
神奈川労働局 安全課

貨物自動車等の逸走による死亡災害は令和5年、令和6年ともに1件(1人)でしたが、令和7年は3件発生し、4人が亡くなっています。いずれも傾斜地にトラックを駐車したために当該車両が逸走し、止めようとしてはされ、またはひかれて死亡したものです。車が逸走した場合、止めようとする人間の心理が働くため、死亡災害につながる可能性が高いので、逸走を未然に防ぐための対策が必要です。

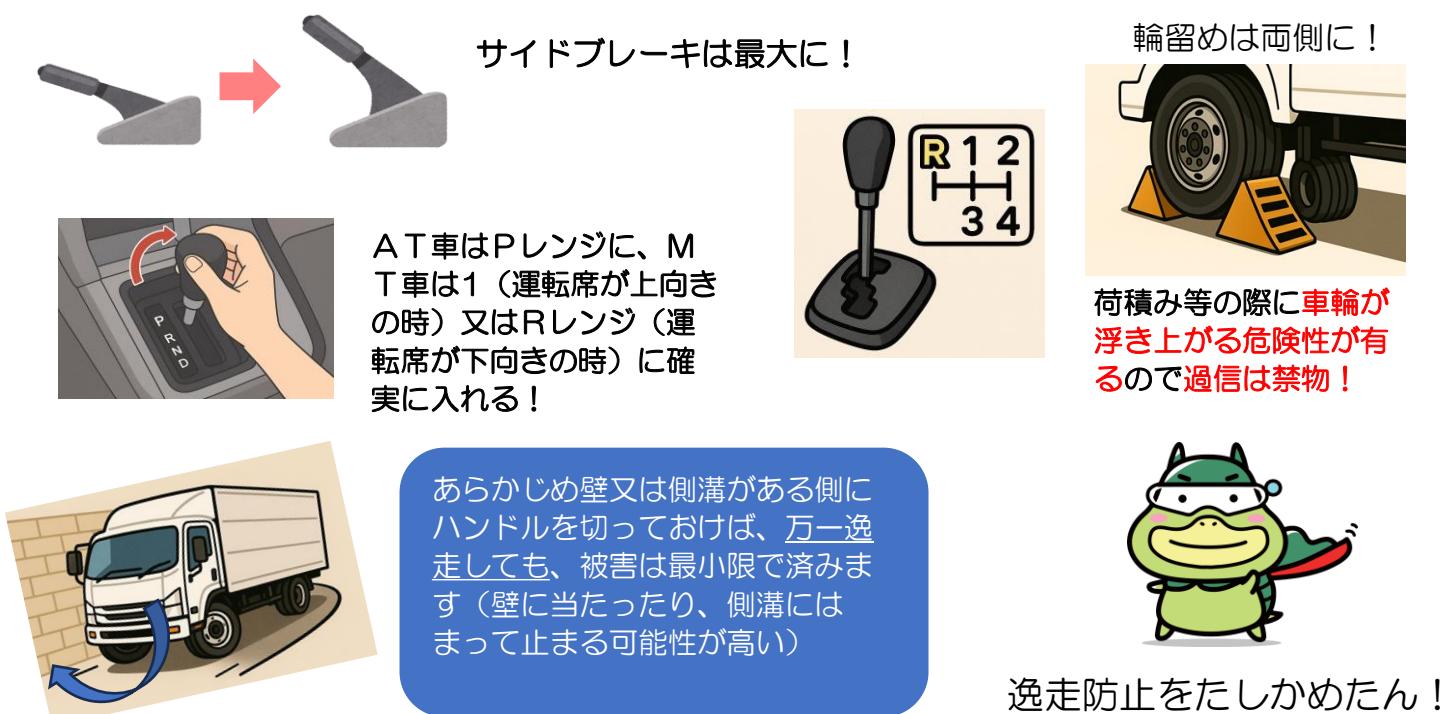
令和7年神奈川労働局管内で発生した貨物自動車等の逸走における死亡災害事例				
番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	5月 16時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 100人～299人 30歳～34歳	トラック 交通事故(道路)	集配のため下り坂(勾配約17度)でトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止めを設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたもの。
2・3	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 70歳以上 (2名死亡)	トラック 墜落・転落 はさまれ・巻き込まれ	ゴルフ場内の枯れ木の伐採を行った後、使用した解体用つかみ機をトラックに積載する作業時、トラックの輪止めをしておらず、かつ傾斜地だったためトラックが逸走し、脱輪、横転した。トラックが逸走した時、トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした作業員が横転したトラックと地面にはさまれ、解体用つかみ機に乗っていたオペレーターはその場にあった立木に挟まれ両名とも死亡した。
4	7月 13時頃	建築工事業 30人～49人 45歳～49歳	トラック 交通事故(道路)	傾斜地(勾配約8度)において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にドラグショベルを積込む作業中、荷台を定位位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、ローダー車の前輪が浮き、輪留めを乗り越えて逸走した。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、右折方向へ移動し、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡した。

貨物自動車等の逸走による労働災害を防止するために

1 配送や荷の取扱いのため貨物自動車等を駐車するときは可能な限り平たんな場所で行うこと。特に雨や雪の日、地面がグレーチングや敷鉄板の上等すべりやすい場所の駐車は避けること。



2 やむを得ず傾斜地で荷の取扱い等を行う場合には、サイドブレーキ（パーキングブレーキ）を確実にかけ、フットブレーキを外しても自動車等が動き出さないことを確認してから輪留め等を行った上で作業を行うこと。また、壁や側溝がある場合にはその方向にハンドルを切っておくこと。



3 上記について労働者に安全教育を行い、傾斜地での駐車の危険性の認識を図ること。

貨物自動車等の逸走（いっそう）による死亡事故を一掃（いっそう）しましょう！